

入湯税の取扱い運用について

令和8年3月

岩手県盛岡市

1 入湯税について

入湯税は、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるための目的税で、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税するものです。

2 入湯税の納税義務者

鉱泉浴場（温泉施設）において入湯した方が、入湯税の納税義務者となります。

※「鉱泉浴場」とは、原則として温泉法にいう温泉を利用する浴場をいい、温泉法における「温泉」とは、「地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭酸水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、一定の温度又は物質を有するもの」とされています。

※入湯税は、旅館、料理屋のいずれであるとを問わず、また、宿泊者であると否を問わず課税のものとされていることから、外部から温泉及び鉱泉を運び入れている、いわゆる「運び湯」による日帰り入浴施設も課税の対象となります。

3 入湯税の課税免除

次のいずれかに該当する方は、盛岡市市税条例第120条の規定に基づいて、入湯税の課税が免除されます。

- (1) 乳児、幼児及び小学校の児童
- (2) 修学旅行及び団体による競技等のための大学、高等学校、中学校の学生及び生徒並びにこれらの統導者並びに小学校の児童の修学旅行及び団体による競技等のための統導者
- (3) 一般公衆浴場及び共同浴場に入湯する者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

※修学旅行や競技等の学校行事で入湯する大学、高等学校、中学校並びに小学校の学生、生徒等とその統導者については、入湯税が課税免除となりますが、事前視察等のために入湯された者については、統導には該当しないことから、課税免除にはなりません。また、学校教育法第1条に掲げる学校のうち、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校の行う文化活動を含む競技等についても、公益上その他の観点から課税免除の対象となりますが、上記(2)ではなく、(4)の、その他市長が特に必要と認める者として、活動が学校教育の一環である旨の証明を付すことにより課税が免除されます。なお、学校教育法第1条により学校とされていない、専修学校、各種学校等の所謂、専門学校や日本国外の学校に通う生徒等は、学校行事であっても課税免除の対象とはなりません。

※公衆浴場法の適用を受ける公衆浴場には、一般公衆浴場とその他の公衆浴場があり、一般公衆浴場には、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設として、物価統制令及び物価統制令施行令の規定に基づいて、省令で都道府県知事が入浴料金を定めている、いわゆる「銭湯」のほか、老人福祉センター等があります。また、その他の公衆浴場には、保養・休養を目的としたヘルスセンター・健康ランド型のもの、ゴルフ場やアスレチックジム等スポーツ施設に併用されるもの、工場等に設けられた福利厚生のための浴場、サウナ等がありますが、専ら他法令に基づき設置、運営され衛生措置が講じられているものは、公衆浴場法の適用外とされ、病院や老人対象施設のデイ・ケアとして使用する浴場は、公衆浴場法による許可の対象外となるため、業として経営することができません。このことから、盛岡市では、温泉及び鉱泉を用いた一般公衆浴場と、業として経営されていないその他の公衆浴場については、入湯税の課税対象外としています。

4 税率

(1) 宿泊施設	宿泊客	1人1日につき	150円
	日帰り客	1人1日につき	75円
(2) 自炊用の宿泊施設			
	食事の提供を受けた宿泊客	1人1日につき	150円
	上記以外の宿泊客	1人1日につき	75円
	日帰り客	1人1日につき	35円
(3) その他の施設		1人1日につき	35円

同一の鉱泉浴場においては、入湯回数によらず、宿泊客は1泊につき、日帰り客は1日につき課税されますが、複数の鉱泉浴場において入湯する場合には、それぞれの鉱泉浴場ごとに入湯税が課税されます。

5 入湯税の徴収方法

入湯税の徴収は、特別徴収の方法によるものとされています。

「特別徴収」とは、地方税法及び盛岡市市税条例に基づき指定された特別徴収義務者の方が、納税義務者から入湯税を徴収し、且つ、その徴収すべき入湯税を市に納入するものです。

6 特別徴収義務者

鉱泉浴場を経営されている方等になります。

7 入湯税の特別徴収の手続き

(1) 納入申告書の提出

入湯税の特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者等）は、鉱泉浴場（温泉施設）に入湯される方から入湯税を徴収し、毎月15日（15日が土日祝祭日等の場合はその翌営業日）までに、前月1日から末日までの入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出してください。

なお、月内の利用者が全くない場合でも、「利用者なし」と記載したうえで、納入申告書を提出してください。

納入申告書を提出されない場合や提出期限後に納入申告書の提出があった場合には、不申告加算金が課せられることがありますので、必ず期限内に申告書の提出をお願いします。

(2) 入湯税の納入

入湯客から前月に徴収した入湯税については、毎月15日（15日が土日祝祭日等の場合はその翌営業日）までに、e L T A X（エルタックス）又は次のいずれかの金融機関等で納めてください。

【入湯税の納入場所】

令和8年1月1日現在

盛岡市指定金融機関等	銀行	岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青森みちのく銀行（盛岡市内の各支店）、秋田銀行盛岡支店、七十七銀行盛岡支店
	信用金庫	盛岡信用金庫
	農協・漁協	岩手県信用農業協同組合連合会、岩手中央農業協同組合 新岩手農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会（岩手県内の各支店）
	その他	東北労働金庫（岩手県内の各支店）
市役所	盛岡市役所納税課、都南総合支所税務福祉係 玉山総合事務所住民福祉課、青山支所、築川支所、太田支所、 飯岡出張所、乙部出張所、巻堀出張所、玉山出張所、藪川出張所	

8 加算金・延滞金・滞納処分

(1) 加算金

期限までに納入申告書が提出されたものの、その税額が実際の税額より少ない税額であるとして更正がなされた場合には過少申告加算金が、期限までに納入申告書が提出されない場合には、不申告加算金がそれぞれ次のとおり課されます。

	該当する加算金	加算金の割合
過少申告加算金	期限までに納入申告書を提出したものの、その税額が実際の税額より少ないために更正があった場合	不足税額×10% （不足金額が期限までに申告した税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分は5%を加算）
不申告加算金	期限後に納入申告書の提出があった場合又は提出がないために更正があった場合	納入すべき税額×15% （納入すべき税額のうち、50万円を超える部分については5%を加算）
	期限後に納入申告書を提出したものの、その税額が実際の税額より少ないために更正があった場合	
	期限までに納入申告書が提出されないことから税額決定した後に、その税額が実際の税額より少ないために更正があった場合	
	期限後に納入申告書を提出したものの、市の調査による決定があるべきことを予知したものであるとき	納入すべき税額×5%

(2) 延滞金（令和8年中の割合）

法定納期限までに入湯客から徴収した前月分の入湯税を納入されない場合、税額に次の割合を乗じた額の延滞金が加算されます。

- | | |
|-------------------------|-------|
| ①法定納期限の翌日から1月を経過するまでの期間 | 年2.8% |
| ②①の翌日以降 | 年9.1% |

※加算金又は延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てるほか、計算により求めた加算金又は延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てることとされています。

(3) 滞納処分

入湯客から徴収した前月分の入湯税を法定納期限（毎月15日、15日が土日祝祭日等の場合はその翌営業日）までに納入されない場合、翌日以降は滞納者として取り扱われます。地方税法の規定により、納期限から20日以内に督促状を発送しますが、督促状が届いても入湯税が納入されず、更に10日を経過した場合には、滞納処分として、滞納者の財産を差し押さえしなければならないこととされています。

9 経営申告書の提出

新たに鉱泉浴場を経営しようとするときは、経営開始の日の前日までに、経営申告書（鉱泉浴場の経営開始・変更等申告書）により鉱泉浴場の場所や施設の概要、名称等を申告してください。

また、名称変更のほか、経営の廃止や休止等申告した内容に変更があった場合には、速やかに経営申告書を提出してください。

なお、経営の廃止、休止により入湯税の特別徴収義務者としての義務が消滅した場合には、その消滅した日から5日以内に、その廃止、休止した日までに徴収すべき納入申告書の提出とその税額の納入が必要となります。

10 帳簿（入湯税納入明細書）の記載義務等

入湯税の特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）は、毎月の入湯客数・入湯料金及び入湯税額を帳簿（入湯税納入明細書）に記載し、当該帳簿の納入申告期限から可能な限り7年間保存してください。

なお、帳簿の保管については、紙媒体によらず、電磁的記録媒体によるものでも構いません。

11 その他

市は入湯税の適切な賦課、徴収を図るため、提出された帳簿（入湯税納入申告書、明細書）について、電話等による口頭確認を行うほか、地方税法の規定に基づいて、毎年、経営者の事務所等を訪問し、実地での調査を行っています。

調査の際には、事務所等で保存している入湯税関係資料の提出を求めることがありますので、御理解と御協力をお願いします。

学校活動等に係る課税免除の判断について

「入湯税の取扱い運用について 3」に記載する入湯税の課税免除について、学校活動の一環として学校教育上の見地から行われる活動を課税免除するものとして、次の基準により判断し、取り扱ってください。

ア 課税免除とする学校の範囲について

学校教育法第1条で定められた学校が課税免除となります。

学校教育法で定める学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とされていますが、幼稚園、小学校を除く学校の学生及び生徒並びにこれらの統導者の課税免除は修学旅行や団体による競技等、学校活動の一環である必要があります。

なお、専修学校や各種学校のほか、スポーツ少年団、クラブチーム等の活動は学校教育法第1条で定める学校の活動ではないことから、課税免除の対象とはなりません。

イ 学校活動の種類について

学校活動の一環であれば運動部、文化部、その他の活動も対象とし、団体競技、個人競技の別を問いません。また、大会、公式試合への出場のほか、合宿や練習試合等についても課税免除としますが、その場合には、教員等の統導者（保護者ではなく、監督やコーチ、部長等）の同行を原則とします。

ウ 個人名での申し込みの場合について

課税免除の適用を求められるも、学校活動の一環であるか否かの判断が難しい場合には、次のいずれかの方法により確認してください。

個人名での利用申し込みがあった場合、入湯税の課税免除には、次の確認が必要である旨説明してください。

① 大会パンフレット、要綱等による確認

大会日時、大会名、主催者名等を帳簿等（入湯税納入申告書等）に記載し、課税免除理由を明らかにしてください。

② 学校長等の証明書による確認

学校長等が学校活動の一環として認めた旨の証明書（参考様式は別紙）の提出により、その活動が学校教育上の見地から行われているか否かを確認します。

エ 学校活動以外の場合

国体（国民体育大会）及びこれに準じる大会等、学校活動と異なる趣旨で開催される大会については、団体による競技等であること、学生及び生徒にとって教育的要素が強いことなどを理由に、学校活動と同様、課税免除対象として取り扱います。

オ その他

上記に当てはまらない特別な事情により課税免除を求められた場合には、盛岡市財政部市民税課（諸税係 TEL 613-8499）に確認してください。

入湯税の徴収について

入湯税は地方税法第701条規定により、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課す、とされています。

しかし、温泉旅館等にあつては、時に、病気や体調等の理由により、鉱泉浴場には入湯しない、との申し出があることがあります。この場合、鉱泉浴場へは入湯しませんので、入湯税の課税はできないことになり、事前徴収していた場合には、返金する必要があります。

ただし、社会通念上、温泉旅館等への宿泊に際し、鉱泉浴場へ入湯しないとは考えにくく、また、宿泊客の個々の態様についての把握は困難と考えられることから、実務としては、入湯しない旨の申し出がない限り、宿泊客は入湯したものと捉え、入湯税を徴収することとなります。

帳簿（入湯税納入明細書）の記載について

入湯税の特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者等）は毎月の入湯客数・入湯料金及び入湯税額を帳簿（入湯税納入明細書）に記載することとなっていますが、この数字は各入湯施設がそれぞれに管理する宿泊台帳等の数値と同一である必要があります。

したがって、日ごとに徴収した入湯税額、入湯客数のみならず、課税免除となった人数と区分についても、帳簿にもれなく記入し、報告してください。

市が定期的に行う調査により、徴収した入湯税額や人数に誤りが見付かった場合には、更正及び決定を行うこともありますので、注意してください。

入湯無料券や回数券等での入湯について

入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税するものとされていることから、入湯無料券や回数券等の使用であっても、その入湯日数に応じた入湯税を納入していただく必要があります。

その徴収方法について、法令による特別な定めはありませんが、入湯無料券や回数券等を持参し、入湯された方について、鉱泉浴場が入浴の都度、入湯税を徴収するやり方が一般的です。

また、入湯税は本来、鉱泉浴場に入湯された方に課税するものですが、地方団体の徴収金である入湯税は、地方税法第20条の6第1項の規定により、その納税者又は特別徴収義務者のために第三者が納付し、又は納入することができるものとされています。

贈答品等として入湯無料券を贈られた方が、実際に入湯される方に代わって鉱泉浴場に納付する。或いは、鉱泉浴場が記念等として顧客に贈答した入浴無料券について、顧客に代わり入湯税を納入することも可能ですが、いずれの場合でも、入湯無料券の使用に際しては、入湯料金が無料になっても、入湯税は課税免除とはならないことに注意してください。

13 参考資料等

(1) 盛岡市市税条例（抄）

第3章 目的税

第1節 入湯税

（入湯税の納税義務者等）

第119条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

（入湯税の課税免除）

第120条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 乳児、幼児及び小学校の児童
- (2) 修学旅行及び団体による競技等のための大学、高等学校、中学校の学生及び生徒並びにこれらの統導者並びに小学校の児童の修学旅行及び団体による競技等のための統導者
- (3) 一般公衆浴場及び共同浴場に入湯する者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

（入湯税の税率）

第121条 入湯税の税率は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 宿泊施設（次号に掲げる施設を除く。）次に掲げる入湯客の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 宿泊入湯客 1人1日につき 150円

イ 日帰り入湯客 1人1日につき 75円

- (2) 自炊用の宿泊施設 次に掲げる入湯客の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 食事の提供を受けた宿泊入湯客 1人1日につき 150円

イ ア以外の宿泊入湯客 1人1日につき 75円

ウ 日帰り入湯客 1人1日につき 35円

- (3) その他の施設 入湯客1人1日につき 35円

（入湯税の徴収の方法）

第122条 入湯税は、特別徴収の方法によつて徴収する。

（入湯税の特別徴収の手續）

第123条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者その他入湯税の徴収について便宜を有する者で市長の指定するものとする。

- 2 前項の特別徴収義務者は、当該鉱泉浴場における入湯客の納付すべき入湯税を徴収しなければならない。
- 3 第1項の特別徴収義務者は、毎月15日までに前月1日から同月末日までに、その徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。
- 4 第1項の特別徴収義務者として指定した場合においては、当該特別徴収義務者に対し指定書を交付する。
- 5 前項の指定書の交付を受けた特別徴収義務者が当該鉱泉浴場の経営を廃止し、又は休止した場合において入湯税の特別徴収義務者としての義務が消滅した場合においては、その消滅した日から5日以内に、廃止し、又は休止し

た日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。

- 6 鉱泉浴場の経営を承継した者が入湯税の特別徴収義務者として指定を受けることとなつた場合においては、経営を承継した日から5日以内に市長に対して、その旨を申告しなければならない。この場合においてその申告すべき事項については、第129条の規定を準用するものとする。

第124条 削除

(入湯税に係る更正及び決定)

第125条 市長は、第123条第3項及び第5項の規定による納入申告書の提出があつた場合において、当該納入申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

- 2 市長は、特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。

- 3 市長は、前2項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によつて過大であることを発見した場合又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。

- 4 市長は、前3項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、特別徴収義務者に対し通知書によつて通知しなければならない。

(入湯税に係る不足金額等の納入の手續)

第126条 前条第1項から第3項までの規定による更正又は決定があつた場合において不足金額(更正による納入金の不足額又は決定による納入金額をいう。)があるときは、当該特別徴収義務者は、同条第4項の通知書に指定する納期限までに納入書によつて納入しなければならない。

- 2 前項の場合においては、その不足金額に第123条第3項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下本項において同じ。)の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付しなければならない。

- 3 市長は、特別徴収義務者が前条第1項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金を減免することができる。

第127条 削除

(入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金等の通知)

第128条 市長は、法第701条の12第1項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額若しくは同条第2項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合又は法第701条の13第1項若しくは第2項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合においては、通知書によつて通知しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者の経営申告等)

第 129 条 鉱泉浴場の経営者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を記載した経営申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 経営者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2) 経営の種別、鉱泉浴場の場所及び施設の概要

(3) 経営開始の年月日

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長において必要と認める事項

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第 130 条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入場料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から 1 年間これを保存しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)

第 131 条 前条第 1 項の規定によつて、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載せず若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第 2 項の規定によつて保存すべき帳簿を 1 年間保存しなかつた場合においては、その者に対し、30 万円以下の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、前項の罰金刑を科する。

(2) 地方税法（抄）

第四章 目的税

第四節 入湯税

(入湯税)

第 701 条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

(入湯税の税率)

第 701 条の 2 入湯税の税率は、入湯客 1 人 1 日について、150 円を標準とするものとする。

(入湯税の徴収の方法)

第 701 条の 3 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

(入湯税の特別徴収の手続)

第 701 条の 4 入湯税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

3 前項の規定によつて納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4 特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

(徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権)

第 701 条の5 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第1号の者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第1項第1号及び第2号において同じ。)その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

(1) 特別徴収義務者

(2) 納税義務者又は納税義務があると認められる者

(3) 前2号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第1項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

4 入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第1項の規定にかかわらず、第 701 条の 18 第6項の定めるところによる。

5 第1項又は第3項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(入湯税に係る検査拒否等に関する罪)

第 701 条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(2) 前条第1項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者

(3) 前条の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(入湯税の脱税に関する罪)

第 701 条の7 第 701 条の4第2項の規定によつて徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、5年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 前項の納入しなかつた金額が 100 万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、100 万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。
- 4 前項の規定により第1項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第 701 条の8 削除

(入湯税に係る更正及び決定)

第 701 条の9 市町村長は、第 701 条の4第2項の規定による納入申告書の提出があつた場合において、当該納入申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

- 2 市町村長は、特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。
- 3 市町村長は、前2項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によつて、過大であることを発見した場合又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。
- 4 市町村長は、前3項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(入湯税に係る不足金額及びその延滞金の徴収)

第 701 条の 10 市町村の徴税吏員は、前条第1項から第3項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額(更正による納入金の不足額又は決定による納入金額をいう。以下入湯税について同じ。)があるときは、同条第4項の通知をした日から1月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

- 2 前項の場合においては、その不足金額に第 701 条の4第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下入湯税について同じ。)の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。
- 3 市町村長は、特別徴収義務者が前条第1項又は第2項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金)

第 701 条の 11 入湯税の特別徴収義務者は、第 701 条の4第2項の納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、同項の納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

- 2 市町村長は、特別徴収義務者が第 701 条の4第2項の納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第 701 条の 12 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第7項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第 701 条の9第1項又は第3項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足金額(以下この項において「対象不足金額」という。)に 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があつた場合には、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と 50 万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額)に 100 分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に 100 分の 15 の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第 701 条の9第2項の規定による決定があつた場合
- (2) 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第 701 条の9第1項又は第3項の規定による更正があつた場合
- (3) 第 701 条の9第2項の規定による決定があつた後において同条第3項の規定による更正があつた場合

- 3 前項の規定に該当する場合(同項ただし書又は第7項の規定の適用がある場合を除く。)において、前項に規定する納入すべき税額(同項第2号又は第3号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第 701 条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額(当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額)が 50 万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額(同項に規定する納入すべき税額が当該超える部

分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額)に 100 分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

- 4 第2項の規定に該当する場合(同項ただし書若しくは第7項の規定の適用がある場合又は納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合においてその提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときを除く。)において、納入申告書の提出期限後のその提出又は第 701 条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して5年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときに徴収されたものを除く。)又は重加算金(次条第3項において「不申告加算金等」という。)を徴収されたことがあるときは、第2項に規定する不申告加算金額は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第2項に規定する納入すべき税額に 100 の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 5 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第2項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に 100 分の5の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。
- 6 市町村長は、第1項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第2項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。
- 7 第2項の規定は、第5項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から1月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

(入湯税に係る納入金の重加算金)

- 第 701 条の 13 前条第1項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に 100 分の 35 の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。
- 2 前条第2項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に 100 分の 40 の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。
 - 3 前2項の規定に該当する場合において、これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の

提出期限後のその提出又は第 701 条の 9 第 1 項から第 3 項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して 5 年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金等を徴収されたことがあるときは、前 2 項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第 1 項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

- 4 市町村長は、前 2 項の規定に該当する場合において、納入申告書の提出について前条第 5 項に規定する理由があるときは、当該納入申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。
- 5 市町村長は、第 1 項又は第 2 項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

第 701 条の 14 削除

第 701 条の 15 削除

(入湯税に係る督促)

第 701 条の 16 特別徴収義務者が納期限(更正又は決定があつた場合においては、不足金額の納期限をいう。以下入湯税について同じ。)までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後 20 日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

- 2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(入湯税に係る督促手数料)

第 701 条の 17 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

(入湯税に係る滞納処分)

第 701 条の 18 入湯税に係る滞納者が次の各号の 1 に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該入湯税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

- (1) 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- (2) 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

- 2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第 1 号中「督促状」とあるのは、「納入の催告書」とする。

- 3 入湯税に係る地方団体の徴収金の納期限後第 1 項第 1 号に規定する 10 日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第 13 条の 2 第 1 項各号の 1 に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直にその財産を差し押えることができる。

- 4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関(破産法第 114 条第 1 号に掲げる請求権に係る入湯税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所)に対し、滞納に係る入湯税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第1項から第3項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第86条第1項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他入湯税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。
(入湯税に係る滞納処分に関する罪)

第701条の19 入湯税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特別徴収義務者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、2年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第701条の20 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第701条の18第6項の場合において、国税徴収法第141条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

(2) 第701条の18第6項の場合において、国税徴収法第141条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第701条の21 削除

第701条の22 削除

第701条の23 削除

第701条の24 削除

第701条の25 削除

第701条の26 削除

第701条の27 削除

第701条の28 削除

第701条の29 削除

受付印

令和 年 月 分入湯税納入申告書

指定番号 第 号

盛岡市長 内 館 茂 様

令和 年 月 日

特別徴収義務者

住所（法人にあつてはその主たる事業所の所在地）	盛岡市内丸12-0
氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の職氏名）	株式会社 いわて盛岡 代表取締役 盛岡花子
電 話 番 号	0 1 9 - 6 5 1 - × × × ×
個人番号または法人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

入湯税の納入について、盛岡市市税条例第123条第3項の規定に基づき、次のとおり申告します。

経 営 の 種 別	☐ 宿泊施設 ☐ 自炊用の宿泊施設 ☐ その他の施設		
鉱泉浴場施設の所在地	盛岡市繫字〇〇〇〇××番地×		
鉱泉浴場施設の名称又は屋号	温泉宿もりおか （電話 689 - × × × × ）		
課税標準（延入湯客数）	人	人	人
税 率	150円	75円	35円
税 額	円	円	円
税 額 合 計	円		
備 考			
納入申告上の注意事項	1 納入申告書の提出及び入湯税の納入は、翌月15日までにお願いします。 2 納入金は、入湯税納入書により納入してください。 3 納期限までに納入しない場合は、督促手数料や延滞金が徴収されるほか、滞納処分を受けることがあります。 4 納入申告書を提出しなかったり、提出期限後に提出したときは、不申告加算金が徴収されることがあります。 5 課税標準を偽ったり、その他不正な行為によって過少申告した場合は、重加算金が徴収されることがあります。 6 納入申告書の提出があっても、納入申告した課税標準や税額が市の調査と異なるときは、これを更正することがあります。 7 施設の種別は、該当する施設を○で囲んでください。		

入 湯 税 納 入 明 細 書

施設名 ()

	宿泊施設		自炊用の宿泊施設			その他の施設	課税免除者数 (条例第 120 条の該当者)		
	課税標準		課 税 標 準			課税標準	12 才未満 の 者	条例第 120 条 第 2 号該当の 学生・生徒等	条例第 120 条第 4 号に 該当する者
	宿泊	日帰り	宿泊	日帰り	食事の提供 を受けた者	日帰り			
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人
税 率	150 円	75 円	75 円	35 円	150 円	35 円	税 額 合 計	人	
税 額								円	

鯨泉浴場経営申告書

令和 年 月 日 盛岡市長 様	申告者住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	(電話番号 - -)											
	(ふ り が な)												
	申告者氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の職氏名）												
	個人番号又は法人番号												
	この申告に対応する者の氏名及び電話番号	(電話番号 - -)											

鉱泉浴場の経営について、盛岡市市税条例第 123 条第 6 項及び第 129 条の規定に基づき申告します。

申告の区分		☐ 開始 ☐ 変更 ☐ 廃止 ☐ その他（ ）					
経営開始又は異動年月日		令和 年 月 日					
鉱泉 浴場 施設	所在地						
	(ふりがな)						
	名称						
施設の種別		☐ 公衆浴場（ ☐ 物価統制令により統制額の指定を受けているもの ☐ その他） ☐ ホテル又は旅館 ☐ その他					
施設の 利用区分	☐ 宿泊施設	日帰り施設の併設	宿泊定員		部屋数		
		☐ 有 ☐ 無	人		室		
	☐ 自炊用の 宿泊施設	日帰り施設の併設	宿泊定員		部屋数		
		☐ 有 ☐ 無	人		室		
	☐ その他施設 (日帰り)	利用料金(消費税額及び地方消費税額相当額を除く。)	平日	大人 円、子供 円			
			休日	大人 円、子供 円			
施設の浴槽数		総浴槽数 (うち鉱泉を利用する浴槽数)					
施設の営業時間等 ※営業時間については、日帰り施設がある場合に記入してください。		営業時間	時 分 から 時 分まで				
		休業日					
温泉法による温泉利用許可日		年 月 日					
公衆浴場法による営業許可日		年 月 日					
旅館業法による営業許可日		年 月 日					
備考（上記以外の変更等）							

※ 添付書類：経営開始・・・温泉利用許可書（写し）、公衆浴場営業許可書（写し）、旅館業営業許可書（写し）、施設の利用料金がわかる書類
建物図面や給排水施設図面等、施設の構造及び設備、鉱泉を利用する浴槽がわかる配置図等の書類
変更・・・・・・商業登記簿（写し）、戸籍謄本（写し）、施設設備変更図面等
廃止・・・・・・法人の設立・変更等の申告書（写し）、商業登記簿（写し）等

(参考様式) 課税免除の判断基準ウ②関係

盛岡市入湯税課税免除用証明書		
令和 年 月 日		
盛岡市長様		
学校等の所在地		
学校等の名称		
学校長等の氏名		
学校等の電話番号 (- -)		
担当者氏名		
(担当者連絡先) (- -)		
学校等と異なる場合に記入		
以下の者は、学校教育法に規定する学校の児童・生徒・学生及び統導者であり、以下の活動が学校教育の一環として行われることを証明します。		
施設利用期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
活動内容	種 類	☐ 教育課程（正課） ☐ 体育大会 ☐ 合宿 ☐ その他（ ）
	団 体 名	
	行 事 名	
	行事開催地	
利用施設（旅館等）の名称		